

条 例

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第一号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（旅館業法施行条例等の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

一 旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）第一条の二第二号

二 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）第

八条第一号

三 埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第十六条第一

項第五号

（埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

一 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十七

号）第一条

二 埼玉県立近代美術館協議会条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十六号）第一

条

（埼玉県立自然と川の博物館条例の一部改正）

第三条 埼玉県立自然と川の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百二十三号）の

一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。